

苫小牧市障害者雇用奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年規則第9号）に定めるもののほか、苫小牧市障害者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業主)

第2条 奨励金の交付を受けることができる事業主は、次の各号のいずれにも該当する者（国及び地方公共団体並びにこれらに準ずるものを除く。）とする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 市内に事業所又は事務所を有し、本市の市税（苫小牧市税条例第3条に定める普通税のうち市民税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は市民・道民税）及び固定資産税）の滞納がない事業主
- (2) 厚生労働省が実施する特定求職者雇用開発助成金「特定求職困難者コース」（以下「助成金」という。）の支給対象となる障害者を当該助成金の助成対象期間中雇用した事業主
- (3) 市内の事業所において、第3条で定める交付対象期間の間、雇用保険被保険者として当該障害者と雇用契約を結んでいること
- (4) 事業主、又は会社法（平成17年法律第86号）に規定する役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でないこと
- (5) 労働基準法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等の労働関係法令を遵守している事業主

(奨励金の交付対象期間及び額)

第3条 奨励金の交付対象期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1期 助成金の支給対象期間の満了した日の翌日から6か月間
 - (2) 第2期 第1期の翌日から6か月間
- 2 奨励金の金額は、別表で定める金額とする。
- 3 奨励金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請等)

第4条 苫小牧市障害者雇用奨励金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第2期分の申請には(1)及び(2)の書類について省略を可能とする。

- (1) 助成対象期間最終期別の助成金支給申請書の写し
- (2) 助成対象期間最終期別の助成金支給決定通知書の写し
- (3) 交付対象期間を含む雇用契約が確認できる書類の写し（雇用契約書等）
- (4) 市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の期間は、第1期は、助成金の支給対象期間の末日から6か月

以内、第2期は、第1期交付対象期間の末日から2か月以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情として認める場合は、この限りでない。

- 3 申請は、前条で定める期別ごととするが、第1期申請時において、第2期の交付対象期間までの継続した雇用契約が確認できる場合は、第1期及び第2期分をまとめて申請することができる。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、奨励金の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、奨励金の交付を適当と認めたときは、速やかに奨励金の交付を決定しなければならない。

- 2 市長は、奨励金の交付を決定したときは、苫小牧市障害者雇用奨励金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知し、遅滞なく奨励金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。
(2) その他市長が奨励金の交付を不相当と認めたとき。

(調査等)

第7条 市長は、必要があると認めたときは、奨励金の交付を受けたものに対し、対象者の雇用状況に係る帳簿等を提出させ、調査することができる。

(補足等)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
2 第3条第1項で定める交付対象期間第1期について、令和4年4月1日以降の対象期間から適用する。
3 第4条第2項の規定により、奨励金の交付申請期限を令和5年3月31日以前に迎える申請について、令和5年3月31日まで申請期限を猶予するものとする。
4 令和4年4月改正前の苫小牧市障害者雇用奨励金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)第2条各号のいずれにも該当する者は、改正前の要綱第3条に規定する奨励金額について令和4年9月30日までの間、なお従前の例により申請することができる。

別表（第3条関係）

区分	1期あたりの金額
・身体障害者（45歳未満） ・知的障害者（45歳未満） ・短時間労働者（身体・知的）	1人につき5万円
・身体障害者（45歳以上） ・知的障害者（45歳以上） ・重度身体障害者 ・重度知的障害者 ・精神障害者	1人につき6万円